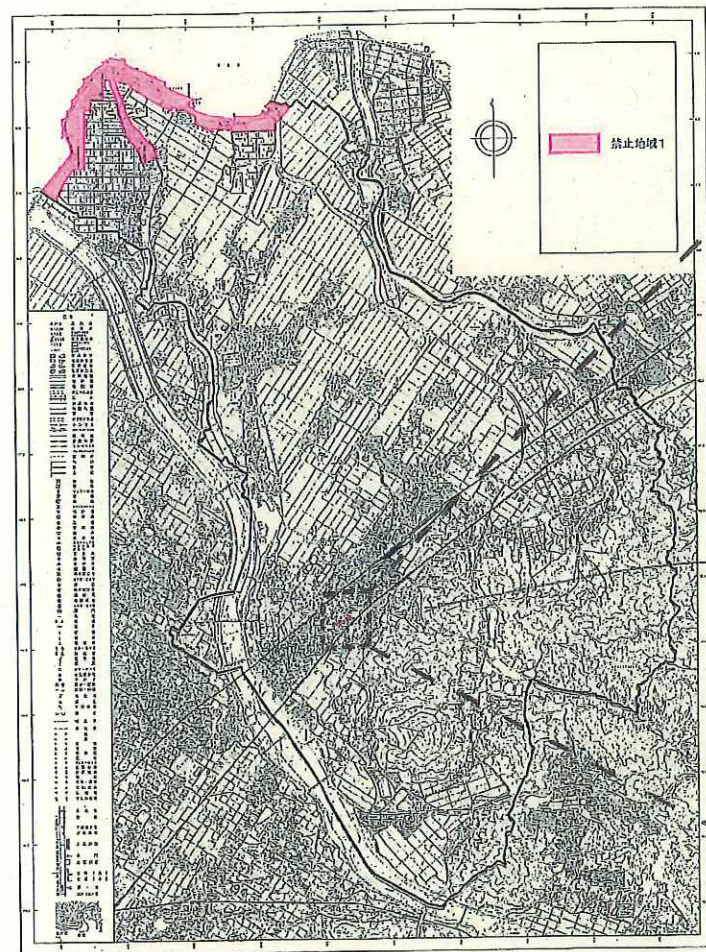


野洲市域における景観計画と整合した野洲市屋外広告物条例素案の地域分類について

	良好な景観の形成をめざす上で 重要な構成要素	景観計画との整合			良好な景観の形成、 保全の考え方	広告物の規制基準の設定方向		条例素案の地域分類
		現状の類型	基本方針	景観計画区域（他の関連地域 など）		F列		
						G列		
	A列	B列	C列	D列	E列			
1 行 目	○琵琶湖の沿岸	自然景観	①自然、田園、歴史・文化 景観が調和した野洲らしい 景観の保全	琵琶湖景観形成地区 琵琶湖景観形成特別地区	湖水面とそれらを取り巻く松並木や集 落などが一体的に形づくる個性ある美 しい景観を形成しており、この自然豊 かな景観を保全する。	自家用広告物 非自家用広告物	厳しく設定 厳しく設定	禁止地域1
2 行 目	○野洲駅南地区のうち 中山道沿道	市街地景観 歴史・文化景観	③うるおいのある景観の再 生 ④市民・事業者・公共との協 働による景観の形成	野洲駅南地区	地域住民の協力のもと昔ながらの町並 みの面影が感じられる景観の形成に努 める。	自家用広告物 非自家用広告物	厳しく設定 厳しく設定	禁止地域1
3 行 目	○古い歴史を持つ神社仏閣 ○緑あふれる都市施設(公園、緑地) ○三上山などの山地 ○良好な住環境の低層住居地域	自然景観 歴史・文化景観 公園・緑地景観 市街地景観	①自然、田園、歴史・文化 景観が調和した野洲らしい 景観の保全	一般地区 (第1種低層住居専用地域) (風致地区) (指定文化財の周囲50m) (史跡名勝天然記念物の指定範囲) (都市公園、都市緑地、墓地)	古い歴史を持つ神社仏閣などの歴史・ 文化資源、緑あふれる都市自然環境で ある都市公園や都市緑地、三上山など の山地、そして落ち着いた低層住居の 良好な環境を保全する。	自家用広告物 非自家用広告物	やや厳しく設定 やや厳しく設定	禁止地域2
4 行 目	○野洲駅南地区のうち中山道沿道を 除く区域 ○一般国道や大津能登川長浜線の 沿道	市街地景観 道路景観 田園景観 集落景観	②市の活性化と一体的な良 好な市街地景観の創出 ④市民・事業者・公共との 協働による景観の形成	野洲駅南地区 沿道景観形成地区（大津能登川長 浜線（旧道含む）） 一般地区のうち ・国道8号線沿い、国道477号線沿い ・鉄道、名神高速道路、新幹線の 周辺地域	市の活性化と一体的な良好な市街地景 観を創出するため、地域条件等を生か しながら、自然景観や田園・集落景観 と調和を図るように努める。	自家用広告物 非自家用広告物	屋上広告物を厳しく設定 ・屋上広告物を厳しく設定 ・野立広告物を厳しく設定	許可地域1
5 行 目	○許可地域1以外の地域で、主に田 園地域、落ち着いた町並みの田園集 落	田園景観 集落景観	①自然、田園、歴史・文化 景観が調和した野洲らしい 景観の保全	一般地区 (上記を除く主に市街化調整区 域)	自然景観や田園・集落景観の、周辺景 観との調和に配慮した景観形成を図 る。又、身近な自然や落ち着いた親し みある町並みの景観を保全する。	自家用広告物 非自家用広告物	屋上広告物を厳しく設定 ・屋上広告物を厳しく設定 ・野立広告物の上限を適正に設定	許可地域2
6 行 目	○許可地域1及び許可地域2のうち、 良好な住環境を守るための住居系用 途地域の区域	市街地景観	①自然、田園、歴史・文化 景観が調和した野洲らしい 景観の保全 ②市の活性化と一体的な良 好な市街地景観の創出	一般地区のうち市街化区域の用途 で第1種及び第2種中高層住居専 用地域、第1種及び第2種住居地 域、準住居地域を指す。	良好な住環境の維持を図りながら、市 の活性化と一体的な良好な市街地景 観を形成し、周囲と調和を図るように努 める。	自家用広告物 非自家用広告物	屋上広告物を厳しく設定 ・屋上広告物を厳しく設定 ・野立広告物の上限を適正に設定	許可地域1（住居系） 許可地域2（住居系）



拡大
→

